

通帳レス口座取引規定

1. (適用範囲)

- (1) 本規定は、通帳不発行口座（以下、「通帳レス口座」といいます）での取引に適用します。
- (2) 本規定は、「普通預金規定」または「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われ、本規定に定めがある事項は本規定が優先的に適用されます。

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座とは、通帳を発行せず、当行が別途提供するサービスによって、残高・入出金明細等を確認する預金口座をいいます。
- (2) 通帳レス口座は、通帳および定期的なお取引照合表を発行しません。
- (3) 通帳レス口座のご利用にあたっては、当行所定の条件を満たす必要があります。
また、ご利用にあたっては、当行キャッシュカードの発行およびインターネットバンキングの契約を必須とします。
- (4) 「普通預金規定」または「総合口座取引規定」において、通帳の提出が定められている事項については、通帳に代えて当行キャッシュカードを提示してください。

3. (預金の払戻し・解約)

通帳レス口座の預金の払戻しまたは解約の手続きを行う際は、「普通預金規定」または「総合口座取引規定」の定める手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。

4. (通帳発行口座から通帳レス口座への切替)

- (1) 既存の通帳を発行している口座（以下、「通帳発行口座」といいます。）から通帳レス口座へ切替えるときは、当行所定の切替手続きが必要です。
- (2) 当行所定の切替手続き完了後、通帳はご利用いただけなくなります。

5. (通帳レス口座から通帳発行口座への切替)

通帳レス口座から通帳発行口座への切替には、当行所定の切替手続きが必要なほか、キャッシュカード等の口座が特定できるものを提示してください。また、通帳レス口座から通帳発行口座への切替には、当行所定の手数料をいただきます。

6. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上